

民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集(認可保育所等活用型)にかかるQ&A 令和6年4月15日現在

No.	質問	回答
1	開設場所について、対象校を中心として半径800mを超えている場合でも、送迎バス等の用意ができれば提案可能ですか。	個別に判断いたしますので、公募時にご相談ください。
2	用途変更は必要ですか。	類似施設となるため用途変更の必要はありません。
3	定員に満たない場合、児童の追加募集は先着順で構いませんか。	構いません。募集の周知は十分行ってください。
4	民設民営放課後児童クラブに選定された場合、保護者への周知は、世田谷区が協力してくれますか。	保護者への情報提供は行う予定です。
5	月の途中の入退会の場合や長期で利用ができない場合は、利用料を減額する必要がありますか。	任意となりますが、実施しない場合は入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。
6	入会金は設定してよいですか。	新BOP学童クラブには入会金の設定は行っていないので、入会金の設定・徴収はしないようにお願いします。
7	看護師の配置は不要か。	看護師の配置までは必須としておりません。
8	応募申請書類一覧書類№2「放課後児童健全育成事業の実績」放課後児童健全育成事業の実績については、単独の放課後児童健全育成事業のみでよいのでしょうか、もしくは新放課後子供総合プランや児童館内における放課後児童健全育成事業についても記載の対象になるのか、ご教示ください。	単独の事業のみならず、新放課後子供総合プランや児童館内における放課後児童健全育成事業についても記載の対象になるのか、ご教示ください。
9	新BOP学童クラブの延長利用の平均利用人数をご教示ください。	日よりますが、令和4年10月から実施しているモデル事業の該当新BOP5か所においては、1か所あたり2～3名です。令和5年4月から全校実施されておりますが、利用人数に大きな変化はありません。
10	新BOP学童クラブの平日・土曜・長期休暇期間の配置と雇用人数をご教示ください。	1支援の単位あたり2人以上は配置し、国の基準を満たす配置基準としています。
11	優先受入校は1つに絞るのでしょうか。	場所によっては2つということも可能ですが、事前にご相談ください。提案時まで優先受入校を確定いたします。
12	土曜日について、利用児童が多くないことが想定されますが、利用児童がすべて欠席であることが判明している場合、対象日を閉所とすることは許容されますか？またその際には土曜日の閉所日数カウントが減り、長時間開所加算や運営日数加算が減るといった理解でよろしいでしょうか。また、閉所しない場合でも、土曜日にすべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合、終了後も19時まで職員を配置する必要がありますでしょうか？また閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響がありますでしょうか？	土曜日については、新BOP同様利用児童がいない場合も18時15分までは閉所をお願いします。18時15分以降において、すべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合は19時まで職員を配置する必要はありません。但し、急な利用申込みには対応できる体制は確保しておいてください。閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響する可能性があります。
13	小学校からの職員による引率が必須となっていますが、学校やクラス要件により一部児童のみの帰宅時間が変動する場合も、すべて引率を行う必要がありますでしょうか？また時間がずれる場合、BOP等で一時的に待機いただく対応をお願いすることは対象の新BOPや小学校と協議し合意いただければ可能という理解でよろしいでしょうか	原則は、全ての児童について引率をお願いしたいと考えております。時間がずれる場合のBOP等での一時待機については可能ですので、保護者や新BOPや小学校と調整をお願いします。
14	保護者、児童、事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないものとするかとありますが、注意点はありますか。	合意における過程の中で、事業者としても児童の特性も踏まえたうえで、安全性をしっかりと確認し、判断をお願いします。
15	配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること、とありますが、審査基準等により、受け入れ人数の上限や、児童の主訴や状況による受け入れ可否を定めることは可能ですか。なお、その受け入れにより、運営費補助の障害児受入推進事業や障害児受入強化推進加算の請求対象とできるかの審査や条件はどのように行われますか	配慮を要する児童の受け入れにあたっては、合理的配慮の観点から検討をお願いします。その結果、受け入れができない場合は、申込み者に丁寧に説明していただくとともに、新BOP学童クラブとの調整をお願いします。 補助金の請求対象とできるかの審査や条件は下記の通りです。 ・職員配置についてはシフト表等をご提出していただく予定です。 ・対象児童の審査については、手帳の写しや新BOP学童クラブにて使用している様式(児童表)と同様の書類を区に提出していただき、要件の有無を確認する予定です。
16	設定する運営基準案を応募時の事業提案にて提案する想定ですが、それにより運営収支が変動する可能性があります(特に延長利用の有無)。事業者が定める入会の選定方法や運営基準について、区の審査と必要に応じて行われる調整は、いつごろでしょうか。また実施される予定でしょうか。また運営基準は広く周知できれば、対象年度ごとなら、開設後に変更することは可能ですか	・入会の選定方法や運営基準についての区の審査と必要に応じて行われる調整は、書類審査やヒアリング審査の中で行われていただく予定です。 ・運営基準は広く周知されるのであれば、対象年度ごとなら開設後に変更することは可能ですが、変更される場合は必ず事前に区との調整をお願いいたします。
17	利用料の徴収について、原則は四半期払いとありますが、前払い・後払いいずれでも構わないでしょうか、どちらかに指定がありますか	新BOP学童クラブと同様に後払いをお願いします。
18	新BOPで加入している補償内容についてお示しください	(1) 傷害保険 対象者: 新BOP登録者 対象事故: 新BOPでの事故 対象時間帯: 新BOP参加中(往復途中を含む) 補償の内容 ・通院 1日1,500円(事故から180日以内の90日限度) ・入院 1日3,500円(事故から180日限度) ・後遺障害 300万円程度(程度に応じて100%~4%) ・死亡 300万円 (2) 賠償責任保険 対象者: 新BOP登録者 対象事故: 新BOP参加中に、施設(物)を壊してしまった場合 対象時間帯: 新BOP参加中 補償の内容: 対物 100万円(免責0円)
19	「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」(P18)「第5章 学校及び地域など関連機関との連携等」について①学校との連携、④児童館との連携、⑥他の放課後児童健全育成事業との連携は、民間事業者は、区営でない事から区営であった時と枠組みが変わってくるかと考えますが、個別の事業所と学校、児童館との連携と、連携する枠組み(施設長会議など)が設けられるのか、⑤新BOP連絡協議会は、小学校内で行っている事業がゆえに、地域の活動団体および利用者(学童クラブ保護者)の声を聴く枠組みと理解しているが、民間事業者は考えなくて良いのか。	新BOP・学校との連携については区においても検討しておりますので、選定後調整させていただきます。各学校と地域とのつながりについては、開かれた運営のもと努めてください。新BOP連絡協議会についても、事業者様に参画いただくよう調整しております。
20	職員配置における「常勤職員」「補助員」の定義をご教示ください。正社員・契約社員・非常勤職員(専任等)の雇用形態別の指定はありますか。また、契約社員・非常勤職員の場合、所定労働時間(120時間以上等)の定めはありますか。補助員は無資格でも可能という認識でしょうか。	下記のとおり定義しております。補助員は無資格でも可能としています。 常勤職員: 原則として、一年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が週30時間以上(1日6時間以上)かつ月20日勤務している者であり、就業規則の直接適用がある職員(派遣職員は含まない)。非常勤職員: 上記常勤職員以外のすべての職員になります。人材派遣法上の派遣職員も非常勤に含むこととします。
21	職員配置についてご教示ください。休憩時間も含めて支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員が常時必要か、配置していれば休憩時間等は考慮しなくてよいのかご教示ください。	休憩時間も含めて支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員(うち1名補助員に代用可)が常時必要です。
22	運営期間についてご教示ください。受託が決定した場合、最低開業年数など、運営期間の定めはありますか。	最低開業年数は設けておりませんが、補助金交付に関する財産処分の制限がございます。運営の中止、廃止しようとするときは、子どもや保護者への生活の影響を踏まえ、わかり次第速やかにお知らせください。
23	送迎事業について教えてください。送迎引率のため、送迎のコアタイムとなる時間帯をご教示ください。(仮にこちらで13時便、14時便、15時便と時間帯指定をすることは可能ですか)送迎事業の引率者は無償ボランティア(シニア・主婦)への依頼は可能でしょうか。その場合でも「放課後児童クラブ送迎支援事業」の補助金の対象となりますでしょうか。	時間帯指定については、対象の保護者、区、新BOP、小学校と協議し合意があれば可能です。引率者として無償ボランティア(シニア・主婦)へ依頼することは可能です。ただし、引率者を無償ボランティアのみとすることはできません。常勤職員又は非常勤職員も引率に加わることが必要です。また、送迎事業の補助金を申請する場合は、その実施するための経費が発生していることが前提ですので、「無償ボランティアへの依頼」=「補助対象」とはなりません。
24	いつ頃から外部への公表は可能となりますでしょうか。(採用活動を進めるため)	詳細は日時は選定後にお伝えいたします。
25	施設長に選定するうえでの要件はありますか。	施設長としてふさわしい経験や知識を持ち、世田谷区の考え方に理解のある者が望ましいです。
26	児童数が定員を埋まらなかった場合に対象となる補償等がありますでしょうか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表は定員に満たずとも申請できますが、児童数に応じて減額されるものもあります。これを補償するような補助制度はありません。
27	児童の入退室を関するシステムはBOPでは既に導入されていますでしょうか。	新BOP学童クラブでは児童の入退室等を管理する「放課後児童システム」を導入しております。BOPでは参加者カードで管理しています。
28	様式が示されていない書類に関しては、フリーフォーマットでよろしいでしょうか。	フリーフォーマットで構いません。
29	応募書類様式2「放課後児童健全育成事業の実績」に関してですが、弊社の施設数が多いため、記入内容の条件がすべて入っていれば提出する様式を変更してもよろしいでしょうか。	できれば、応募書類様式を使用していただきたいですが、記入内容の条件を満たしていれば提出様式を変更しても問題ありません。その場合、該当箇所にマーキングするなど分かりやすいようにしてください。
30	専用区画の面積算定について、壁芯面積で児童1人につき1.65㎡確保できていればよろしいでしょうか	壁芯面積ではなく、内法面積で1.65㎡を確保してください。
31	新たに放課後児童クラブを開業する場合に、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入にかかる経費は、どの事業に該当しますか。	新たに開所する際に障害児を受け入れるために必要な施設改修や備品の購入等をする場合は、「1学童クラブ設置促進事業」又は「2学童クラブ環境改善事業」に該当します。既存施設の改修の必要性により下記のとおり該当事業が異なります。 学童クラブ設置促進事業: 既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入 学童クラブ環境改善事業: 設備の整備・修繕及び備品の購入
32	障害児受入促進事業は、どのような場合に該当になりますか。	開所後、翌年度以降に既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入が必要になった場合に該当になります。
33	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、障害児の利用実施しない場合でも障害児受入推進事業を申請できますか。	申請可能です。
34	放課後児童クラブ送迎支援事業について、バスの送迎を行う場合は、燃料費以外の人件費(運転手や案内員など)についても対象になりますか。	送迎のための運転手や案内人を放課後児童クラブで直接雇用した場合は、その人件費は補助対象となります。ただし、支援員や補助員が運転手を兼ねる場合は補助対象外となります。

35	障害児受入推進事業に加え、年間を通じて障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、3人以上の障害児の利用実績がない場合でも障害児受入強化推進事業の申請は可能ですか。	利用実績がある月にに関してのみ申請可能です。
36	放課後児童支援員等処遇改善等事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、算出された額の全てを職員に支給しなくてはならないという認識で間違いないか。	職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものであるため、本事業の経費は全て上記費用に充てられる必要があります。
37	1 放課後児童クラブ設置促進事業と2 放課後児童クラブ環境改善事業の重複適用は不可との認識で間違いないでしょうか。	対象事業の内容によります。「国要項」「都要綱」に、内容ごとの例外規定が記載されておりますのでご確認ください。
38	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」p.3 第6条2に記載の登録児童数に15,000円を乗じて得た額×事業実施月分の補助金の補助対象経費に規定はございますでしょうか。	学童クラブ利用料の使用用途に準じてください。
39	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」の第6条の2について、補助金の交付額について、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額とその他の事業にかかる総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれも少ない額の合計額に、毎月月初日の登録児童数に15,000円を乗じて得た額、とありますが、これは「補助基準額で足りない費用」について、1人あたり15,000円/月の補填が、別表にある補助内容とは別に支払われるという理解で正しいでしょうか。	1人あたり15,000円/月の補填が、別表にある補助内容とは別に支払われます。
40	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「2. 障害児受入推進事業」について1 支援の単位あたり年額について、これは受入れがあった対象月が年間のうち数か月でも満額支払われますか、もしくは月額金額となるのでしょうか。また障害児の人数が何名であっても1 支援あたり年額は増減しないという理解で正しいでしょうか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表 P21備考にありますとおり、事業実施月数に応じて補助額が決まります。1か月のみの実施であれば年額から割り戻した補助額となります。また、障害児の受入れがない月であっても、障害児を受け入れるために必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等の職員配置があれば対象となります。（職員配置も障害児の受け入れもない月は対象になりません。）障害児の人数が増減はしません。
41	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「4. 放課後児童クラブ送迎支援事業」について国・都要綱別添5によると、事業内容に「地域において児童の健全育成等に關心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添い」とありますが、対象地域に居住していない職員や、高齢者や主婦でない職員が送迎を行う場合でも、本補助は対象となりますか。	国・都の要綱には「高齢者や主婦等」とあるため、放課後児童クラブ職員の付き添いも対象となります。（対象地域の居住等は必須ではありません。）但し、経費は職員の給与費と思っておりますので、他の経費（放課後児童クラブ運営にかかる職員の給与費）と切り分けて管理していただきますようご留意ください。
42	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「5. 放課後児童支援員等処遇改善等事業」について本補助額を請求するにあたり、国・都要綱に定められた業務に従事する常勤職員が1名以上在籍していれば1 支援に対して年額の補助申請が可能と読み取れますが、所属する常勤人数や常勤職員の勤務時間数に定めはありますか。なお、平成25年度の当該学童クラブ事業所に対する処遇改善が必須となっておりますが、今回新規で開所する施設の場合、平成25年度時点で弊社が運営していた他クラブに所属する職員の当時の賃金と比べての改善が説明出来ればよいでしょうか。	「5. 放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、都要項別添6の3(1)に規定する経費のみを対象としておりますので、国・都要綱に定められた業務に従事する職員（常勤職員でなくても構いません）が1名以上在籍していれば1 支援に対して年額の補助申請が可能です。また、所属する人数に定めはありません。新規で開所する施設の場合、平成25年度時点で運営されていた他クラブに所属する職員と同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となります。ただし、賃金水準が大きく異なるような他クラブとは比較できません。
43	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱」の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「7. 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」について国・都要綱別添10によると、運営事務等を行う職員の配置に対して年額の補助があると読み取れますが、この運営事務等を行う職員の月間もしくは年間の勤務時間数に定めはありますか。	お見込みのとおり、運営事務等を行う職員の配置に対して年額の補助があります。運営事務等を行う職員の月間もしくは年間の勤務時間数に定めはありません。
44	「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱」の第14条について補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、6月前までにその承認に係る申請をすると読み取れますが、6月前までの中止、廃止申請を行えば、運営開始から中止、廃止までの期間について特には定めはないという理解で正しいでしょうか。最低限、本事業を継続する期間に定めがあればお知らせください。また、14条の3において、中止又は廃止を承認した際に交付決定額を変更できるとありますが、これは、中止又は廃止時点で、区からの指示により、整備補助額の返金が発生するという理解で良いでしょうか。返金が発生する場合、運営年数が何年を超えた場合に返金が発生しないなどの設定はありますか。	「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱第30条」及び「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱第31条」に財産の処分等の制限があり、区長の承認が必要な場合があります。なお、補助要綱に記載のある「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」については備考欄をご参照ください。また、返金が発生する場合については、区が中止又は廃止の理由を総合的に判断して決定いたします。
45	「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱」の別表、「2. 放課後児童クラブ環境改善事業」について既存の施設を本案件に即した放課後児童健全育成事業に転換する場合、それに係る整備・修繕費用は本補助要綱の対象となりますか。	既存の「放課後児童健全育成事業」として運営している施設を本案件に即した放課後児童健全育成事業に転換する場合、「既存の学童クラブ事業を実施している場合」に該当します。都要綱別添2の3(1)イ、3(2)イに該当する場合は対象となります。
46	「事務員の勤務時間」に関してご教えてください。週回時間または月回時間勤務すれば補助金の支給対象となる等の定めはありますか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表、「7 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」のことでしたら、月、週の勤務時間について定めはありません。
47	事前協議書類一覧1) 予算書を作成していない場合はどうなりますか。	作成していない旨と作成が不要な理由を台紙のご記入ください。
48	「選考基準をオープンにするとのことだが、兄弟を優先したり、安全に送迎を行うために自宅が近くを優先したりすることがある。当社としてそれはオープンにしていないがそこまでオープンにしないといけないか。	お願いいたします。補助金を交付するにあたっては、選考基準は公正かつ客観的なものが求められます。予め左記のような選考基準を公開しておくことで、保護者はその基準を踏まえ民設民営放課後児童クラブが新BOP学童クラブを選択することを、事業者と保護者でのトラブルを避けることもできます。
49	「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について、1 支援の単位40名に対して3人以上配置した場合でも対象になりますか。	対象となります。但し、1 支援の単位当たりの基準額は919,000円を上限とします。
50	保育園職員と学童職員の共用はどこまで認められますか。	職員の共用については、職員を基準以上に配置し、かつ職員の共用により支援の質が低下しないことが前提となります。基本的には放課後児童健全育成事業を実施できる職員体制を整えてもらうこととなります。なお、調理員などの職員の共用は認められております。
51	開設時間は現在の園の開設時間と合わせなくてもよいのか。	必ず園と合わせなければならないルールはありません。園の状況や利用者のニーズに応じたものとしてご提案をしてください。
52	ランテールームやホール等を学童スペースとして利用する場合に、パーティションのような簡易的なもので区画しても良いのか。	簡易的なパーティションがどの程度のものかは事前にご相談ください。あくまで保育・放課後児童健全育成事業の活動内容を、それぞれどのように保障していくかの考え方を確認させていただき、判断することになります。
53	調理室を共用し、栄養士や調理員によるおやつや食事の提供について、保育所管からの賃借料補助や人件費補助に影響はないのか。	調理室や、栄養士、調理員については、共用をしても保育からの補助に影響することはありません。